

○静岡市産業廃棄物の適正な処理に関する条例施行規則

平成21年9月30日

規則第92号

改正 平成23年3月30日規則第34号

平成27年3月30日規則第66号

平成28年3月31日規則第29号

平成31年3月27日規則第12号

令和3年8月31日規則第66号

目次

第1章 総則（第1条・第2条）

第2章 産業廃棄物の適正な処理の確保

第1節 事業者がとるべき措置（第3条—第5条）

第2節 県外産業廃棄物の搬入の事前協議（第6条—第14条）

第3節 産業廃棄物の処理状況の報告等（第15条・第16条）

第3章 産業廃棄物処理施設等の設置等に係る事前手続等（第17条—第32条の3）

第4章 雑則（第33条—第35条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この規則は、静岡市産業廃棄物の適正な処理に関する条例（平成21年静岡市条例第6号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（産業廃棄物の処理施設）

第2条 条例第2条第5号の規則で定める産業廃棄物の処理施設は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）第14条第6項及び第14条の4第6項の許可を受けて行う事業の用に供する施設（法第15条第1項に規定する産業廃棄物処理施設を除く。以下「処分業の用に供する施設」という。）とする。

第2章 産業廃棄物の適正な処理の確保

第1節 事業者がとるべき措置

（市長が研修の受講を指導することができる事業者）

第3条 条例第9条に規定する規則で定める事業者は、次の各号のいずれかに該当する事業者とする。

- (1) 過去5年間に於いて法第12条第9項又は第12条の2第10項に規定する事業者に該当したことがある事業者
- (2) 産業廃棄物の運搬又は処分を産業廃棄物処理業者に委託した事業者であつて、当該委託を受けた産業廃棄物処理業者が当該委託に係る産業廃棄物について、不適正な処理を行ったもの
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要があると認める事業者
(平23規則34・一部改正)

(実地確認しなければならない施設等)

第4条 条例第10条第1項の規定による確認は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める施設について行わなければならない。

- (1) 産業廃棄物の運搬を委託しようとする場合であつて、当該委託を受ける産業廃棄物処理業者が当該委託に係る産業廃棄物の保管を行うとき 当該保管が行われる施設（当該保管に係る産業廃棄物の積替えが行われる施設を含む。以下この条において「運搬が行われる施設」という。）
 - (2) 産業廃棄物の処分を委託しようとする場合 当該委託に係る処分が行われる施設（当該処分に係る産業廃棄物の保管が行われる施設を含む。以下この条において同じ。）
- 2 前項の規定にかかわらず、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和46年厚生省令第35号。以下「省令」という。）第8条の19に掲げる場合は、条例第10条第1項の規定による確認を行うことを要しない。
- 3 第1項の規定にかかわらず、当該施設が廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号）第6条の9第2号、第6条の11第2号、第6条の13第2号又は第6条の14第2号に掲げる者（以下「優良認定処理業者」という。）に係るものである場合は、インターネットを利用する方法により条例第10条第1項の規定による確認を行うことができる。
- 4 条例第10条第1項の規則で定める事項は、次のとおりとする。
- (1) 当該委託に係る運搬が行われる施設又は処分が行われる施設の状況
 - (2) 当該委託に係る運搬が行われる施設又は処分が行われる施設における産業廃棄物の処理の状況
- 5 事業者は、条例第10条第1項の規定による確認を行ったときは、前項に掲げる事項及び次に掲げる事項を記録し、当該確認を行った日から5年間保存しなければならない。
- (1) 確認を行った年月日
 - (2) 確認を行った者の氏名

(平28規則29・一部改正)

第5条 前条第1項、第2項及び第3項の規定は、条例第10条第2項の規定による確認について準用する。この場合において、前条第1項中「委託しようとする」とあるのは「委託した」と読み替えるものとする。

2 条例第10条第2項の規則で定める事項は、次のとおりとする。

(1) 当該委託に係る運搬又は処分の実施に係る施設の状況

(2) 当該委託に係る運搬又は処分の実施の状況

(3) 前条第3項に規定する場合以外の場合にあっては、当該委託に係る帳簿（法第14条第17項又は第14条の4第18項において準用する法第7条第15項の帳簿をいう。）その他の関係書類の保存の状況

3 事業者は、条例第10条第2項の規定による確認を行ったときは、前項に掲げる事項及び次に掲げる事項を記録し、当該確認を行った日から5年間保存しなければならない。

(1) 確認を行った年月日

(2) 確認を行った者の氏名

(平23規則34・平28規則29・一部改正)

第2節 県外産業廃棄物の搬入の事前協議

(事前協議の期限等)

第6条 条例第12条第1項の規定による協議は、事業者が県外産業廃棄物の市内における処分を委託する場合（第4条第2項に掲げる場合（処分を委託する場合に限る。）を除く。）又は中間処理業者が県外産業廃棄物（当該事業場において受託した産業廃棄物の処分を終えた後の産業廃棄物に限る。）の市内における処分を自ら行う場合において、当該県外産業廃棄物を市内に搬入しようとする日の30日前までに、県外産業廃棄物市内搬入処分協議書（様式第1号）を提出して行わなければならない。

2 前項の協議書には、次に掲げる書類及び図面を添付しなければならない。

(1) 排出事業場の業務概要を記載した書類

(2) 搬入経路図（処理施設の周囲5キロメートル以内について記載したものに限る。）

(3) 産業廃棄物処理業者の受託を証する書類

(4) 産業廃棄物処理業者の産業廃棄物処理業許可証の写し

(5) 県外産業廃棄物のうち次に掲げるものについて、前項の協議書を提出しようとする日前1年以内に実施した当該県外産業廃棄物の分析を行った結果を証する書類の写し
ア汚泥

イ 鋳さい（鋳物廃砂を除く。）

ウ 燃え殻

エ ばいじん

オ 廃油

カ 廃酸及び廃アルカリ

キ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第2条第13号に規定する産業廃棄物

ク アからキまでに掲げるもののほか、市長が必要があると認める産業廃棄物

(6) 県外産業廃棄物の写真

(7) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要があると認める書類及び図面

3 条例第12条第1項の規則で定める事項は、次のとおりとする。

(1) 県外産業廃棄物を生ずる事業場の名称及び所在地

(2) 搬入しようとする県外産業廃棄物の種類及び数量

(3) 県外産業廃棄物の搬入期間

(4) 県外産業廃棄物を搬入処分する理由

(5) 県外産業廃棄物の排出工程

(6) 県外産業廃棄物の搬入に係る運搬を行う者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称及び主たる事務所の所在地）

(7) 県外産業廃棄物の処分を行う者（以下「市内処分業者」という。）の氏名及び住所（法人にあっては、その名称及び主たる事務所の所在地）

(8) 県外産業廃棄物の処分の方法並びに当該処分が行われる施設の種類及び所在地

（平28規則29・一部改正）

（搬入期間）

第7条 条例第12条第1項の規定による協議に係る搬入期間は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める期間を超えない期間とする。

(1) 法第12条第5項の最終処分（再生を除く。）をするため搬入しようとする場合 1年

(2) 前号の最終処分以外の処分をするため搬入しようとする場合 3年

（平23規則34・一部改正）

（事前協議の結果の通知）

第8条 条例第12条第2項の規定による通知は、次に掲げる事項を記載した書面により行うものとする。

(1) 事業者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所

の所在地)

- (2) 県外産業廃棄物を生ずる事業場の名称及び所在地
- (3) 搬入しようとする県外産業廃棄物の種類及び数量
- (4) 県外産業廃棄物の搬入期間
- (5) 市内処分業者の氏名及び住所(法人にあっては、その名称及び主たる事務所の所在地)
- (6) 県外産業廃棄物の処分の方法並びに当該処分が行われる施設の種類及び所在地
- (7) 県外産業廃棄物の搬入に係る運搬を行う者の氏名及び住所(法人にあっては、その名称及び主たる事務所の所在地)

(平23規則34・一部改正)

(変更の協議の期限等)

第9条 条例第13条第1項の規定による協議は、変更しようとする日の30日前までに、県外産業廃棄物市内搬入処分変更協議書(様式第1号)を提出して行わなければならない。

- 2 前項の協議書には、第6条第2項に掲げる書類及び図面のうち当該変更に係るものを添付しなければならない。

(協議を要しない変更)

第10条 条例第13条第1項第1号の規則で定める事項は、次のとおりとする。

- (1) 県外産業廃棄物を生ずる事業場の名称及び所在地(当該事業場を変更する場合における名称及び所在地を除く。)
- (2) 県外産業廃棄物の搬入に係る運搬を行う者並びにその氏名及び住所(法人にあっては、その名称及び主たる事務所の所在地)
- (3) 市内処分業者の氏名又は住所(法人にあっては、その名称又は主たる事務所の所在地とし、当該市内処分業者を変更する場合における氏名又は住所(法人にあっては、その名称又は主たる事務所の所在地)を除く。)

- 2 条例第13条第1項第2号の規則で定める軽微な変更は、次のとおりとする。

- (1) 県外産業廃棄物の種類の減少(新たな種類の県外産業廃棄物を加える場合を除く。)
- (2) 県外産業廃棄物の数量の減少
- (3) 県外産業廃棄物の搬入期間の短縮(搬入期間の開始日を繰り上げる場合及び終了日を繰り下げる場合を除く。)

(平28規則29・一部改正)

(変更の届出の期限等)

第11条 条例第13条第3項の規定による変更の届出は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、

当該各号に定める日までに行わなければならない。

(1) 前条第1項第2号に掲げる事項の変更をしようとする場合 変更しようとする日の10日前の日

(2) 前号の変更以外の変更をした場合 変更の日から10日以内

2 条例第13条第3項の規定による変更の届出は、県外産業廃棄物市内搬入処分協議事項変更届(様式第2号)を提出して行わなければならない。

(協議状況を確認しなければならない者)

第12条 条例第14条の規則で定める者は、次のとおりとする。

(1) 省令第8条の3第6号及び第8条の15第4号に掲げる者

(2) 省令第10条の3第1号又は第10条の15第1号に規定する国土交通大臣の許可を受けて廃油処理事業を行う者(省令第8条の19第11号の処分を行う者を除く。)

(3) 省令第10条の3第4号及び第6号から第9号までに掲げる者

(4) 省令第10条の15第3号に掲げる者

(協議状況の確認方法等)

第13条 条例第14条の規定による確認は、事業者から第8条の書面の写しの交付を受け、その記載事項を確認することにより行わなければならない。この場合において、当該確認を行った者は、当該書面の写しを、当該確認を行った日から5年間、当該確認の対象となった協議に係る県外産業廃棄物の処分が行われる事業場において保存しなければならない。

(搬入状況の報告の期限等)

第14条 条例第15条の規定による報告は、毎年6月30日までに、その年の3月31日以前の1年間における県外産業廃棄物の搬入の状況を記載した県外産業廃棄物搬入処分実績報告書(様式第3号)を提出して行わなければならない。

第3節 産業廃棄物の処理状況の報告等

(処理状況の報告の期限等)

第15条 条例第17条第1項の規定による報告は、毎年6月30日までに、その年の3月31日以前の1年間における産業廃棄物の処理の状況に関し、産業廃棄物処理実績報告書(様式第4号)を提出して行わなければならない。

2 条例第17条第2項の規定による報告は、毎年6月30日までに、その年の3月31日以前の1年間における産業廃棄物の処理の状況に関し、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める様式による報告書を提出して行わなければならない。

(1) 産業廃棄物収集運搬業者又は特別管理産業廃棄物収集運搬業者 産業廃棄物(特別管

理産業廃棄物) 運搬実績報告書 (様式第 5 号)

(2) 産業廃棄物処分業者又は特別管理産業廃棄物処分業者 産業廃棄物 (特別管理産業廃棄物) 処分実績報告書 (様式第 6 号)

(報告された処理状況の公表)

第16条 条例第17条第3項の規定による公表は、同条第1項及び第2項の規定による報告の内容を1年間公衆の縦覧に供することにより行うものとする。

第3章 産業廃棄物処理施設等の設置等に係る事前手続等

(事前手続を行わなければならない変更)

第17条 条例第20条第1項の規則で定める処理能力の変更は、処理能力の10パーセント以上の変更を行うものであって、生活環境に及ぼす影響が増加するものとする。

2 条例第20条第1項の規則で定める変更は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

(1) 産業廃棄物処理施設等において処理する産業廃棄物の種類の追加

(2) 産業廃棄物処理施設等の設備若しくは構造の変更又は位置の変更であって、生活環境に及ぼす影響が増加するもの

(事前手続の終了期限)

第18条 条例第20条第1項の規則で定める時は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める時とする。

(1) 法第15条第1項に規定する産業廃棄物処理施設の設置及び法第15条の2の6第1項に規定する変更 申請をする時

(2) 処分業の用に供する施設の設置 (現に処分業の用に供する施設に該当しない産業廃棄物の処理施設が新たに処分業の用に供する施設に該当することとなる場合を除く。) 処分業の用に供する施設の建設に着手する時

(3) 処分業の用に供する施設の設置 (現に処分業の用に供する施設に該当しない産業廃棄物の処理施設が新たに処分業の用に供する施設に該当することとなる場合に限る。) 次に定める時

ア当該施設の設備若しくは構造の変更又は位置の変更 (以下「改修」という。) を行う場合にあつては、当該改修に着手する時

イ当該施設の改修を行わない場合であつて、当該設置に係る法第14条第6項若しくは第14条の2第1項又は第14条の4第6項若しくは第14条の5第1項の許可の申請を行う場合にあつては当該申請を行う時、これらの申請を行わない場合にあつては当該施設が処分業の用に供する施設に該当することとなる変更を行う時

(4) 処分業の用に供する施設の変更 次に定める時

ア当該施設の改修を行う場合にあつては、当該改修に着手する時

イ当該施設の改修を行わない場合であつて、当該変更に係る法第14条の2第1項又は第14条の5第1項の許可の申請を行う場合にあつては当該申請を行う時、当該変更に係る同項の許可の申請を行わない場合にあつては当該変更を行う時

(平23規則34・一部改正)

(事業計画書の提出方法等)

第19条 条例第20条第1項の規定による事業計画書の提出は、産業廃棄物処理施設設置等事業計画書(様式第7号)により行わなければならない。

2 条例第20条第1項の事業計画書には、次に掲げる書類及び図面を添付しなければならない。

(1) 産業廃棄物処理施設等の設置場所を示す地形図

(2) 産業廃棄物処理施設等の付近の見取図及び公図

(3) 産業廃棄物処理施設等への搬入経路を示す図

(4) 産業廃棄物処理施設等の平面図、立面図、断面図、構造図及び設計計算書

(5) 最終処分場にあつては、計画地全体の面積及び埋立ての面積の実測求積図並びに周囲の地形、地質及び地下水の状況を明らかにする書類及び図面

(6) 最終処分場であつて浸出液処理設備を設置する場合にあつては、当該設備の位置を示す図面、構造図及び処理工程図並びに設計計算書並びに埋立て中及び埋立て終了後の浸出液処理設備で処理された放流水の検査方法を明記した書類

(7) 最終処分場以外の産業廃棄物処理施設等にあつては、処理工程図

(8) 最終処分場以外の産業廃棄物処理施設等であつて保管施設を有する場合にあつては、その構造を示す図面

(9) 産業廃棄物処理施設等の設置等に伴う周辺地域の生活環境に及ぼす影響についての調査の結果に関する書類

3 条例第20条第1項第7号の規則で定める事項は、次のとおりとする。

(1) 産業廃棄物処理施設等の設置等の予定地の面積

(2) 産業廃棄物処理施設等の構造に関する事項

(3) 産業廃棄物処理施設等の立地に関する事項

(4) 処理後の廃棄物の処理方法(最終処分場にあつては、跡地利用方法)

(措置内容の報告)

第20条 条例第20条第5項の措置の内容の報告は、措置内容報告書(様式第8号)により行わ

なければならない。

(事業計画書に係る公告の方法等)

第21条 条例第20条第6項の規定による公告は、静岡市公告式条例(平成15年静岡市条例第3号)第2条第2項に規定する掲示場に掲示することにより行うものとする。

2 条例第20条第6項の規則で定める事項は、次のとおりとする。

(1) 事業計画書の縦覧の場所、期間及び時間

(2) 条例第20条第1項第1号から第4号までに掲げる事項

(説明会の開催方法等)

第22条 条例第21条第1項の説明会は、条例第20条第6項に規定する縦覧の期間内に開催しなければならない。

2 条例第21条第1項の規則で定める地域は、次のとおりとする。

(1) 産業廃棄物処理施設等を設置する事業場の敷地(以下「計画地」という。)及びその隣接地

(2) 計画地を含む自治会、町内会その他の町又は字の区域その他市内の一定の区域に住所を有する者の地縁に基づいて形成された団体(以下「自治会等」という。)の区域

(3) 計画地の隣接地を含む自治会等の区域

(4) 第19条第2項第9号の調査において、産業廃棄物処理施設等の設置等に伴い生活環境への影響が及ぶ範囲であると認められる地域

3 条例第21条第1項の規則で定める者は、次のとおりとする。

(1) 関係地域内に所在する事業所、学校等に通勤、通学等をする者

(2) 関係地域内に所在する土地の土地所有者等

(3) 産業廃棄物処理施設等からの排水(雨水及び水質汚濁防止法(昭和45年法律第138号)第2条第9項に規定する生活排水を除く。)が流入する関係地域内の公共用水域(同法第2条第1項に規定する公共用水域をいう。)において、水利権を有する者

4 説明会は、できる限り説明会に参加する者の参集の便を考慮して開催の日時及び場所を定めるものとする。

5 事業計画書提出者は、説明会において、事業計画書の内容を平易に記載した書類及び図面を配付の上、事業計画書の内容を十分に説明し、及び参加した者の質問に誠実に答えるよう努めなければならない。

(平23規則34・一部改正)

(説明会の開催に係る公表の方法等)

第23条 条例第21条第2項の規定による公表は、次の各号のいずれかの方法により行わなければならない。

- (1) 時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙への掲載
- (2) 前号に掲げるもののほか、市長が適当であると認める方法

2 条例第21条第2項の規則で定める事項は、条例第20条第1項第1号から第4号までに掲げる事項とする。

(説明会の開催に係る書面の提出期限等)

第24条 条例第21条第3項の規定による書面の提出は、同条第2項の規定による公表の日の2週間前までに、説明会開催計画書(様式第9号)により行わなければならない。

2 条例第21条第3項の規則で定める事項は、次のとおりとする。

- (1) 条例第20条第1項第1号から第4号までに掲げる事項
- (2) 説明会の開催を予定する場所の収容定員
- (3) 説明会の開催を予定する日時及び場所の選定理由
- (4) 事業計画書提出者側の出席者及び説明内容その他の具体的な開催計画
- (5) 関係地域
- (6) 条例第21条第2項の規定による公表の方法

(説明会の実施状況の報告)

第25条 条例第21条第4項の規定による報告は、説明会開催報告書(様式第10号)を提出して行わなければならない。

(説明会を開催することができない理由)

第26条 条例第21条第5項の規則で定める理由は、天災、交通の途絶その他の事業計画書提出者の責めに帰することができない理由とする。

(説明会を開催することができない旨の届出等)

第27条 条例第21条第5項の規定による届出は、説明会開催不能届出書(様式第11号)を提出して行わなければならない。

2 条例第21条第5項の規定による周知は、市長が適当であると認める方法により行わなければならない。

(意見書の記載事項)

第28条 条例第22条第1項の意見書には、生活環境の保全上の見地からの意見のほか、次に掲げる事項を記載するものとする。

- (1) 意見書を提出しようとする者の氏名及び住所(法人にあつては、その名称、代表者の

氏名及び主たる事務所の所在地)並びに電話番号

(2) 事業計画書提出者の氏名(法人にあつては、その名称)並びに産業廃棄物処理施設等の種類及び設置場所

(見解書の公表等)

第29条 条例第23条第2項の規定による公表は、市長が事業計画書提出者による条例第21条及び第24条の手続が完了したことを確認した後、インターネットの利用その他の適切な方法により行うものとする。

2 事業計画書提出者が条例第21条及び第24条の手続を完了せずに条例第23条第1項の規定により見解書を提出したときは、市長は、前項の規定の例により当該見解書を公表することができる。この場合において、当該見解書の公表は、条例第23条第2項に規定する見解書の公表には該当しないものとする。

3 条例第23条第4項の規定による通知は、産業廃棄物処理施設設置等事前手続完了通知書(様式第12号)により行うものとする。

4 条例第22条第1項の規定による意見書の提出がなかった場合において、事業計画書提出者が条例第21条及び第24条の手続を完了しているときは、市長は、当該事業計画書提出者に対して産業廃棄物処理施設設置等事前手続完了通知書により事前手続が完了した旨を通知するものとする。

(事業計画書の記載事項の変更に係る書面の提出)

第30条 条例第24条第1項の規定による書面の提出は、事業計画書記載事項変更書(様式第13号)により行わなければならない。

2 条例第24条第1項の書面には、第19条第2項に掲げる書類及び図面のうち当該変更に係るものを添付しなければならない。

(意見聴取等を要しない軽微な変更)

第31条 条例第24条第2項の規則で定める軽微な変更は、第17条に規定する変更以外の変更とする。

(事業計画の廃止に係る書面の提出等)

第32条 条例第25条第1項の規定による書面の提出は、事業計画書廃止書(様式第14号)により行わなければならない。

2 条例第25条第2項の規定による公告は、静岡市公告式条例第2条第2項に規定する掲示場に掲示することにより行うものとする。

(事前手続等の規定の適用が除外される産業廃棄物処理施設等)

第32条の2 条例第27条の2の規則で定める産業廃棄物処理施設等は、建設工事現場において当該現場から発生する産業廃棄物のみの処分の用に供するものであって、次の各号のいずれかに該当するものとする。

(1) 汚泥の脱水施設又は造粒固化施設

(2) 木くず又はがれき類の破碎施設

(平27規則66・追加)

(移動することができるように設計された産業廃棄物処理施設等を稼働する事業場の届出)

第32条の3 条例第27条の3第1項の規定による届出は、産業廃棄物処理施設等稼働事業場届出書(様式第15号)によるものとする。

(平27規則66・追加)

第4章 雑則

(立入検査をする職員の身分証明書の様式)

第33条 条例第29条第2項の証明書は、立入検査員証(様式第16号)によるものとする。

(平27規則66・一部改正)

(命令等について公表する事項)

第34条 条例第31条の規則で定める事項は、次のとおりとする。

(1) 命令等を受けた者の氏名及び住所(法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)

(2) 命令等を行った理由

(書面の提出部数)

第35条 条例の規定により市長に提出する書面(当該書面に添付する書類及び図面を含む。)

の提出部数は、県外産業廃棄物市内搬入処分協議書又は県外産業廃棄物市内搬入処分変更協議書にあっては正本1部及び副本1部と、産業廃棄物処理施設設置等事業計画書又は事業計画書記載事項変更書にあっては正本1部及び副本7部と、その他の場合にあっては正本1部とする。ただし、市長が必要があると認めるときは、提出部数を変更することができる。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成21年10月1日から施行する。

(静岡市廃棄物の処理及び清掃に関する規則の一部改正)

2 静岡市廃棄物の処理及び清掃に関する規則(平成15年静岡市規則第167号)の一部を次のように改正する。

第25条から第28条までを次のように改める。

第25条から第28条まで 削除

様式第28号から様式第31号までを次のように改める。

様式第28号から様式第31号まで 削除

附 則（平成23年3月30日規則第34号）

この規則は、平成23年4月1日から施行する。ただし、第8条の改正規定は、公布の日から施行する。

附 則（平成27年3月30日規則第66号）

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成28年3月31日規則第29号）

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成31年3月27日規則第12号）

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（令和3年8月31日規則第66号）抄

この規則は、令和3年9月1日から施行する。